

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		第4回 福津市こどもの国推進協議会
開催日時		令和6年11月25日（月）午後7時00分～午後9時30分まで
開催場所		福津市役所 本館2階 大会議室
委員名		(1)出席委員 安德尊博 永渕美香子 奥村賢一 笠置千晶 高木陽一郎 阿部泰治 宮木裕子 西田明日香 大石くみ 福永健司 (2)欠席委員
所管課職員職氏名		こども家庭部 部長 中村雅美 教育部 学校教育課長 石井啓雅 子育て世代包括支援課 課長 羽田野美奈 こども課 子育て支援係 係長 甲斐小百合 こどもの国推進係 係長 竹田陽平 こども計画策定支援受注業者 株式会社ぎょうせい
会 議	議 題 (内 容)	1 開会あいさつ 2 部長あいさつ 3 協議会の運営方法について (1)会議公開・非公開について（公開、非公開の可否） (2)会議録の作成について（記録方法、確認方法） 4 協議事項 (1)第1期福津市こども計画（案）について (2)その他
	公開・非公開 の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	2人
	資料の名称	資料1 第1期福津市こども計画【案】（2024.11.25時点） 資料2 第2回協議会でのアンケートに関する意見について 資料3 団体・機関アンケート結果の概要 資料4 人口推計

会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
	記録内容の確認方法 会長による確認
その他の必要事項	

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会あいさつ

2 部長あいさつ

会長：次第3「協議会の運営方法」について、事務局説明をお願いします。

事務局：(1)会議の公開・非公開について、公開とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、それに伴い、本会議の傍聴希望者の入出許可をいただきたいと思います。

本日の傍聴希望者は2名です。

(2)会議録の作成について、ICレコーダーによる要点記録で会議録を作成し、内容を市ホームページにて公開したいと考えていますがいかがでしょうか。

会長：委員の皆様には異議がないようなので、会議は公開、会議録は要点記録とします。

次第4「協議事項」について、事務局から説明をお願いします。

4 協議事項

(1) 第1期福津市こども計画（案）について

事務局から第1期福津市こども計画（案）第1章・第2章について内容を説明。

安徳会長：第1章・第2章についてご意見・ご質問はありますか。

宮木委員：14ページ「女性の就労状況」という項目がありますが、現在は男性の就労状況も多様化していますので、それも合わせた分析があれば、より女性の就労状況について、なぜそうした状況になっているのかが分かりやすいと思います。

17ページ「重要度の高い子育て支援策」という項目で、「こどもの権利の周知」が3.0%台と非常に低いことは、こどもの権利の周知が充分であるということではなく、その周知度が低いことで、住民がその重要性に気づけていないということもあると思います。

33ページ(2)数値目標の達成状況というところで、「人権作文、標語、ポスターの作成」、「人権の花運動の実施」という指標がありますが、何回実施したというだけでは、その重要性は伝わっていないのではないかと思います。

事務局：女性の就労状況については、男性の就労状況等の分析を加筆したいと思えます。

ニーズ調査の結果で低い値は出ておりますが、こどもの権利の周知、こどもの権利の啓発活動は、当然、重要な子育て支援策ですから、今後も権利の周知が行き届く様、よりよい方法を検討していきたいと思えます。

笠置委員：今、33ページの「人権作文、標語、ポスターの制作」についてご意見がありましたので、人権擁護委員の立場から意見を述べさせていただきます。作文、標語、ポスター等は全校で作成し、擁護委員等が選定、標語はポケットティッシュに印刷して配布を行っています。また、人権の日には、それらの作品を公民館

で展示しています。人権の花運動も毎年、継続して3校園で実施していますが、今後も、こどもの権利の周知していくことの必要性を感じています。

西田委員：こども達は、人権作文、標語、ポスター作製等を通して、こども自身の権利や人権について知っていると思いますが、その本質までしっかりと知ることができているかについては疑問に感じます。もし、周知、啓発が充分でないということであれば、その方法の検討をお願いしたいと思います。

27ページからの「第2期計画の進捗状況」について、福津市のコミュニティスクール事業は、全国的にも活発であると思いますが、それがあまり伝わってこないように感じます。

また、福津市の地域コミュニティは「郷づくり推進協議会」を中心に、PTA、民生委員等と連携しながら地域住民のより豊かな生活を考えていて、それは、福津市ならではの活動だと思います。例えば、基本施策19から25についても「郷づくり推進協議会」の活動が担っている部分は大きいと思いますので、もう少し、それに関する記述があっても良いと感じます。

事務局：記載の内容については検討させていただきます。

高木委員：学校教育目標を達成するために、コミュニティスクールは非常に重要な手段であり、地域住民、各団体の協力があって実践できるものだと考えます。

宮木委員：こどもの人権について、こども特有の権利を伝えるということが重要だと思います。大人の権利、こどもの権利と全く違うものが作られているにも関わらず、その内容が伝わっていないと思います。また、周知活動を実施したかの測定を33ページの指標で測ることが妥当であるかも含めて検討していただければと思います。

事務局：いただいたご意見を基に、担当部署とも協議して指標等の内容を検討いたします。

奥村委員：こどもの権利をこども自身が理解することは、当然、必要であると思いますが、権利が存在しても、周囲がその権利を認めなければ、その効力はありません。権利の行使ができない社会を作ってしまったら、権利は存在しないのと同じになってしまいます。

カナダでは、小学校1年生からこどもの権利を教育しますし、幼児教育の中でも実施されています。ある程度、成長して物事が理解できるようになってからというわけではなく、早い時期からそうした教育を行っています。

これは、こどもに対する教育であると同時に、親、大人に対する教育でもあるからです。こどもの権利を守っていくためには、大人がまずその権利をきちんと理解するということが重要だと思います。

33ページの要保護児童対策地域協議会の会議開催回数ですが、この回数は、代表者会議、実務者会議、個別ケースの検討会議の全てを合計した回数でしょうか。

事務局：この回数は、代表者会議、実務者会議の回数で、個々のケースについての会議回数は含まれていません。

奥村委員：個別ケースについての検討会議がきちんと行われていないと、虐待等への対応の体制が機能しませんので、個別ケースについての検討会議等の回数も示された方が良いと思います。また、「家庭児童相談室への相談件数」、「のびのび発達支援センターの相談件数」のように相談件数を目標値として記載してありますが、実際に相談に対応できた件数も大事だと思いますので、相談に対してこのくらいの対応件数を目標にするといったように、相談対応件数を指標にするのも良いのではないのでしょうか。
ボランティアの登録者数についての質問ですが、目標値が半数以下になっているのには何か理由があるのでしょうか。

事務局：個別ケースについての検討会議も必要に応じて実施し、記録等もありますので、本計画の指標として記載するかどうか検討させていただきたいと思います。また、相談対応件数についても検討したいと思います。
ボランティアの登録件数について、令和6年度目標値の30人というのは、第2期計画策定時、平成31年度時点に設定した数値であり、令和5年度の69人というのは、令和5年度末時点の実績値になります。目標値を半数以下に減らしたという訳ではなく、目標値として設定していた数よりも多くの実績があったということでございます。

安徳会長：他にご意見はありますか。では第3章に進みます。事務局より説明をお願いします。

事務局から第1期福津市こども計画（案）第3章について説明。

西田委員：前回、第2期の計画では、基本目標の第1は、こどもの権利を守る、こどもの権利の周知となっていました。そのことが、前回の計画の最も良かった点ではないかと思います。また、こども大綱を作るにあたっても、こどもの権利の確立ということが根幹にあり、そこからいろいろな施策が成り立っていくのではないのかと思います。本計画では、基本目標3「安全・安心な環境づくり」の中で、主要施策の最後に「こどもの権利の保障」が出てきていますが、少し残念な気がします。
また、前回の計画では、基本目標等の表現がもう少し柔らかな表現だったと思います。こどもが読んでも分かるような柔らかな言葉づかいだと良いのではないかと思います。

事務局：第3章の基本目標や施策体系については、「こども大綱」や「福岡県こども計画」にある、ライフステージ別に施策を行っていくという考え方に基づいて、前期計画の「こども・家庭・地域」の「こども」に対応したものとして、第1目標「成育過程を通じた包括的な支援」とし、第2目標は、前期計画の「家庭」に対応した「すべての子育てへの家庭きめ細かな支援」、「地域」に対応したものとして、第3目標「安全・安心な環境づくり」という順番で整理させていただいており、ご指摘の「こどもの権利」については、今回は、最後に記述させていただいております。
文言に関してはご指摘の通りだと思います。記載の表現を検討させていただきます。

西田委員：説明いただいた内容は理解できるのですが、基本理念に「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち 福津」とあるなら、このすぐ後に、「こどもの権利」があって良いと思います。

宮木委員：国の「こども大綱」、「福岡県こども計画」を見ると、ライフステージ別の施策が示されていますが、そのどれもが「こどもの権利」についての話しではないかと思います。また、福津市にこどもの権利に関する条例がないことが、こどもの権利に対する意識が低い、浸透しない原因ではないかと思います。

高木委員：私もそう思います。

大石委員：やはり、まず、こどもの権利、人権が最初に来て、それを基本とした施策展開という整理の仕方が望ましいと思います。そして、その権利をこども自身にも、大人にも知ってもらうということが重要だと思います。

奥村委員：こども基本法、こども家庭庁の「こども」を平仮名にした意図は、「すべてのこどもを対象に」というものです。先ほどの説明で、行政的な対応という意味では理解できますが、福津市として「すべてのこども達に幸せを」という考え方であるわけですから、こどもを主体とした物事の考え方、物事の進め方が重要ではないかと思います。こどもが主体と考えた時に、まず、こども達の権利の保障が重要ではないかと思います。

阿部委員：こどもは自分が置かれている環境しか知らない場合がほとんどで、今の自分の状況が、大変だとか、おかしいとかいったことに気づけることは少ないと思います。そういった状況を失くすためにも、まず、こども自身が「こどもの権利」について知ること、大人も含めた社会全体に周知していくことが重要だと思います。こどもが自分の状況に気づいて、問題があったときに、周囲に助けを発信できるという環境を作る必要があると思います。

永渕副会長：こども達の中には、虐待を受けている場合でも、親のことが好きだったり、親のことが怖かったりといった理由で、親のことを悪く言わない、言えない場合もあります。こどもが先生や、周囲の大人に相談できる環境づくりは重要だと思います。

安徳会長：皆さんからの意見もありましたので、第3章の、基本目標の順番等については、再度検討いただきたいと思います。

中村部長：パブリックコメントの実施や議会報告など、スケジュールに余裕がない状況ではありますが、可能な限り、皆さんの意見を計画内容に反映していきたいと思っています。

安徳会長：では、第4章 基本目標1の説明をお願いします。

事務局から第1期福津市こども計画（案）第4章 基本目標1について説明。

西田委員：主要施策2「地域で育てる教育・保育の推進」について、郷づくり支援を担当している地域コミュニティ課があまり記載されていないようです。こどもに関

することですが、市の全ての職員に自分達も関わっているという意識を持っていただきたいと思います。特に、郷づくり推進協議会と学校は密接に連携をとって活動をしているということを付け加えておきます。

高木委員：主要施策1「寄り添う相談支援の推進」の個別施策(2)「学齢期の相談支援の推進」とありますが、現在、不登校児は増加しています。また、学校には来られるが、教室には行けないというような生徒も増加しています。そうした子ども達への支援はどう考えていますか。

石井課長：ご指摘のようなケースについてまで踏み込んだ記載にはなっていないので、検討課題とさせていただきますと思います。

高木委員：学校は先ほどのような子どもが増加して、どう対応していけば良いか悩んでいます。スクールカウンセラーは心の問題に、ソーシャルワーカーは家庭的な問題に個別に対応していただいています。子ども達の問題をどこで相談を受けて、どのように解決していくか、自治体として、そういった指針の整理や仕組みづくりに取り組んでいくことが重要ではないかと考えます。

阿部委員：教室に入れない子どもが増えたと感じます。そして、態度に表れていなくても、苦しさや悩みを抱えている子どももいると感じます。問題がないように見えるけれど、問題を抱えている子どもの掘り起こしも今後の課題ではないかと思っています。

奥村委員：子どもが相談したい時に相談する人がいないといった状況がないように、ソーシャルワーカーの人員配置の体制を整えておくことは非常に重要です。特に、他市町村に比べて児童数の増加が顕著な福津市においては、しっかりと考えていかなければならない課題だと思います。

また、以前の保護者を対象に行った調査結果で、保護者の相談先の項目について「スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーに直接相談したい」という意見が上位にありました。多くの学校では、学校を介しないと相談ができないというシステムになっており、そのために相談を躊躇する保護者も多いということが読み取れますので、相談の方法についても検討いただきたいと思います。

高木委員：学校の職員を介さないで相談できるシステムの構築は必要だと感じます。

永渕副会長：職員、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等での情報の共有も重要だと考えます。個人情報保護に配慮する必要がありますが、相談者本人の了解を得ながら、関係者間で情報を共有し、迅速に問題解決にあたるといったシステムが必要だと考えます。

大石委員：不登校児が増加する中で、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが足りないという現状があります。そして、子どもがスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの存在すら知らないケースもあります。教育委員会が運営する教育支援センター「ひだまり」等も活動を行っていますが、その存在についても知らないケースもあります。支援方法としてフリースクール等もありますが、それも知らないという子ども、保護者がいます。問題を抱える子ども達がいろいろな方法でサポートを受けられるということを周知していくことが重要だと

思います。不登校になってからではなく、その前の段階で相談できるシステムを構築できればと思います。

宮木委員：「学齢期の相談支援の推進」について、こども課で実施している家庭児童相談の実施件数は、ゼロだったと思います。窓口が開いている時間が9時から5時までというのは、こども達が相談しづらいのかもしれないので、改善を検討した方が良いと思います。

安徳会長：第4章の基本目標2について説明をお願いします。

第1期福津市こども計画（案）第4章 基本目標2について説明。

大石委員：43ページ、「(2)多様な保育ニーズへの対応」の主な取り組みで「こども誰でも通園制度」というものがあります。素晴らしい制度だとは思いますが、これを実施—施するためには、福津市も含め、全国的に、あまりに保育士が不足しているのではないかと思います。こうしたサービスを実施するために、保育士の確保についても計画に記述し、各機関に協力をお願いした方が良いと考えます。

事務局：ご指摘の通り、保育士の人材確保は必要だと考えています。「こども誰でも通園制度」については、本計画にはまだ具体的な記載ができていません。この制度は令和8年度から実施する予定ということを国が示しておりますが、具体的なスキーム等はまだ示されていません。いずれ本市でも実施する予定ですので、国の動向に合わせて準備していきたいと思います。

永渕副会長：保育士を希望する学生が年々減少しています。福津市は保育士の人材確保に努力している自治体だと思いますが、人材不足は今後も進んでいくのではないかと感じます。

西田委員：ここで言っている「子育て家庭」とは、何歳くらいまでの家庭を想定しているのでしょうか。仮に、乳幼児がいる家庭を子育て家庭と設定するのであれば、主な取り組みは、ここに記載するのが適当だと思います。本計画が若者までを対象として、その施策を示すのであれば、「多様な交流の機会づくり」といったものは、全てのこども世代にとって重要な施策ではないかと思います。また、ひとり親家庭や貧困家庭について、自分がどのサービスの対象となるのかを知らない人は多いと思います。サービスを必要とする人、受けられる人達に、情報をどう伝えるかは、以前から課題だと感じています。そういった情報提供の改善についても記載した方が良いと思います。せっかくこども向けのアプリがありますので、乳幼児期の子育て家庭だけでなく、幅広い世代が活用できるようにすれば良いのではないかと思います。

福永委員：「(3)経済的負担の軽減」について、アンケート結果からも重要な施策だと思います。「主な取り組み」として国、県の制度を中心に記載されていますが、その上に書かれている文章が2行というのは、内容が薄いという印象です。もう少し取り組みを記載していただけると良いと思います。

事務局：経済的支援は重要な施策だと認識しておりますが、取り組みについては、現行の内容を基に記載しております。市の財政状況を考えると、市独自の経済支援の施策を行っていくことは難しい状況にありますので、国、県等の補助事業を活用しながら、福津市として、どういった支援ができるのか、今後も考えていきたいと思ひます。

高木委員：「主要施策6 障がいのあるこどもへの支援の充実 (2) 特別支援教育・障がい児保育の推進」について、「個別の支援計画・指導計画」に限定している理由があれば教えて下さい。

事務局：主な取り組みの一つとして「個別の支援計画・指導計画」に基づく特別支援教育の推進と挙げておりますが、それだけに限定してはありませぬ。一人一人の障がいの特性も多様化しておりますので、「個別の支援計画・指導計画」に基づく支援だけでなく、きめ細やかな特別支援教育、障がい児保育の推進が必要であると考えています。

高木委員：学校は、障がいのあるこどもに対して、個別の支援計画・指導計画を作成して支援を行っていますが、それだけでは、実際の学校生活が上手くできないという現状があります。福津市には、特別支援学級を増やすという計画があり、現在ある教室をふたつに分割して利用するということを提案されていますが、そういった狭いスペースでの特別支援教育は難しいのではないかと懸念しています。障がいをもつこどもにとって、空間、居場所が保証されることは大切なことで、そういった環境整備が、こどもの教育、成長に大きく関わると思ひます。児童・生徒の実態に応じた環境整備に基づく特別支援教育の推進という内容も加筆していただければと思ひます。そして、特別支援学級というのは、教職員にとっても過酷な職場ですので、教員の環境整備についても、市として配慮、検討いただければと思ひます。また、学校教育課とこども課の連携についてもしっかりと行っただきたいと思ひます。

永渕副会長：園児でも不安定になるこどもについては、一旦休んでクールダウンできるスペースを設けることの必要性を感じています。環境整備は非常に重要なことだと思ひます。

安徳会長：では、基本目標3について事務局より説明をお願いします。

事務局から第1期福津市こども計画第4章 基本目標3について説明。

奥村委員：48ページ「基本施策10 こどもの権利の保障」のところで、「児童の権利に関する条約」と「こどもの権利条約」は同一の条約ですから、記載を統一した方がよいと思ひます。

宮木委員：「(3)こどもの権利を守るまちづくりの推進」というところで、「こどもの権利に関する条例」(仮称)の制定について検討を進め、こどもの権利の侵害を救済する体制の在り方について協議します。」と記述されていますが、アンケート結果をみると、やはり、こどもの権利条例の制定が必要だと思ひます。5年かけて制定するかどうかを検討するというのでは、納得できません。

ん。せめて、いつまでに制定するという記載にしていいただければと思います。

中村部長：前回の会議でこどもの権利に関数条例を作るべきだという意見を多くいただきました。それを踏まえて、「こどもの権利に関する条例」の制定に向けた検討を行うと主な取り組みに記載させていただいています。5年かけて検討をするという意味ではないのですが、ご指摘の文章の表現を修正したいと思います。

安徳会長：では、第5章について説明をお願いします。

事務局から第1期福津市こども計画（案）第5章について説明。

安徳会長：ご意見はありますか。

永渕副会長：保育の質を確保するということが非常に重要だと感じます。また、57ページの「(6)子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」について、緊急の場合、近隣には受け入れ施設があるのですが、福津市内にはこどもを預けられる場所がないと思います。

奥村委員：(15)児童育成支援拠点事業は、福津市としてニーズの高い事業ではないかと思います。この事業が円滑に機能すれば、多くの問題解消に繋がると思います。今後の整備について、市としての考えはありますか。

西田委員：ファミリーサポート事業を利用する人も多いと思いますが、ファミリーサポート事業は時間が限られているので、利便性が良い施設があれば良いと思います。

中村部長：(15)児童育成支援拠点事業は、非常に意味のある事業であると認識しています。しかし、拠点施設の整備や人員の配置なども必要な事業ですので、すぐに実施するということは難しい事業でもあると考えています。

永渕副会長：緊急の場合に、どこに連絡すれば良いとか連絡先を整理したリストがあると良いと思います。

安徳会長：では、第6章・7章の説明をお願いします。

事務局から第1期福津市こども計画（案）第6章・第7章について説明を行った。

笠置委員：ひとり親、父子家庭について、経済的には安定している場合も多いですが、こどもがひとりで、あるいは兄弟だけで過ごす時間が長くなり、父親がこどもと向き合う時間が取れていないと感じます。そうしたことへの支援があれば良いと思います。

安徳会長：では、第8章について説明をお願いします。

事務局から第1期福津市こども計画（案）第8章について説明。

大石委員：こどもの居場所づくりは非常に重要な施策だと考えます。

安徳会長：では、第9章について説明をお願いします。

事務局から第1期福津市こども計画（案）第9章について説明。

西田委員：「(4) こども・若者の成長を支える地域環境づくり」について、こども会等の運営も継続していくことが難しいというケースも増えてきているようです。これまであったものが継続できなくなるといった現状で、それに代わる新たな取り組みを作っていく時期だと思います。市、地域、市民や団体等、みんなが一緒になって、こども達、若者達の成長を支える環境づくりについて考え、活動できれば良いと考えています。

奥村委員：「(1)学業・就業の再チャレンジの支援」について、主な取り組みで2つ記載されていますが、この取り組みだけでは、学齢期のこどもしか対応できないと思います。直近の文部科学省の調査では、高校生の不登校だけでなく、若者の就労の問題も多く報告されています。他の支援の方法についても考えていく必要があると感じます。

西田委員：現在ある支援しか記載し難いかもしれませんが、今後に向けて新たな支援を検討するといった書き方をしていただければと思います。

永渕副会長：学業や就職について、支援してもらって上手くいったという人達が集まって自分達で互いに支援できるようなシステム作りができれば良いと思います。

西田委員：市だけで何かの支援を行うということは非常に難しいと思います。これまでも、市民、団体、学校等と連携をしながら支援を行ってきたと思いますので、今後、新しい取り組みについて検討していけるような、前向きな表現が計画に記載されると良いと思います。

奥村委員：他市町村の事例ですが、NPO法人と連携して支援を実施している自治体もあります。また、ひきこもりに対応している施設・団体を県が整理している一覧もありますので、そうした施設・団体と連携しながら、福祉分野だけでなく、各分野との連携も図りながら、支援体制、方法を模索すると良いと思います。

事務局：計画に記載する内容については、市の財政状況や、今後の事業の実施計画の状況なども踏まえて整理しているところです。いただいた意見について、再度内容を検討させていただきたいと思います。

安徳会長：他にご意見はございますか。では、以上で議事を修了させていただきます。

事務局：本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
これで会議を終了させていただきます。